

越前市社会福祉協議会 訪問入浴サービスセンター 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。（福井県指定 第 1870300496 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1)事業者名称 社会福祉法人 越前市社会福祉協議会
(2)所在地 〒915-0071 福井県越前市府中一丁目 11-2
(3)電話番号等 Tel 0778(22)8500 Fax 0778(22)8866
(4)代表者氏名 会長 福田 修 治
(5)設立年月日 平成 18 年 4 月 1 日(法人認可：平成 18 年 4 月 1 日)
(6)当法人が行っている他の介護保険関係業務 ※当法人では、次の事業も実施しています。

種類	事業所の名称	更新年月日	事業開始
訪問介護	ホームヘルプサービスセンター	R6.4.1	H18.4.1
通所介護	デイサービスセンター芦山	R6.4.1	H18.4.1
通所介護	デイサービスセンターいまだて	R6.4.1	H18.4.1
認知症対応型通所介護	デイサービスセンターつねひさ	R2.5.23	H20.5.23
地域密着型通所介護	デイサービスセンターやふね	R4.10.1	R4.10.1
居宅介護支援	ケアマネジメントサービスセンター	R6.4.1	H18.4.1

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定介護予防訪問入浴介護事業所
(2)事業の目的 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の心身の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とします。
(3)事業所の名称 越前市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター
(4)事業所の所在地 〒915-0057 福井県越前市矢船町第 8 号 12 番地 1
(5)電話番号等 Tel 0778(25)0070 Fax 0778(22)8011
(6)当事業所の運営方針 前記の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
(7)事業開始年月日 平成 18 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の実施地域	越前市の区域	休 日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
営業日	月曜から金曜	営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問入浴介護サービス及び指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置し、これらの職員が交替で勤務しています。

〈主な職員の配置状況〉 *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者	1 名	看護職員	1 名以上	介護職員	2 名以上
-----	-----	------	-------	------	-------

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスには次のものがあります。

(1)利用料金が介護保険から給付される場合	(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
-----------------------	---------------------------

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第 3 条）

以下のサービスについての利用料金は、負担割合証に基づいて介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①入 浴

- 訪 問…看護職員 1 名、介護職員 1 名以上が巡回お風呂カーで訪問します。
- 体調確認…看護職員が血圧や脈拍等のチェックをし、ご契約者の体調を確認します。
- 入浴準備…ベッドのそばまで浴槽を運び入れ、車からポンプでお湯を送ります。
- 入浴実施…ねたままの状態ですしづつお風呂に入ります。
- 体調確認…入浴後の体調をチェックします。

* 入浴前の体調チェックの結果によっては、サービス内容の変更又はその日の入浴を中止することがあります。

②清拭又は部分浴

- 清拭又は足浴などの部分浴を行います。

＜サービスの利用料金（1 回あたり）＞（契約書第 6 条）※介護保険負担割合 1 割適用の場合

1 回あたりの入浴の自己負担額	856 円 / 日
清拭又は部分浴の場合	770 円 / 日
初回加算	200 円 / 月

※上記の利用料金に下記の加算額が加算されます。

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	毎月算定した総単位の 9.4%分の 1 割負担金を自己負担額総額に加算されます。(介護職員の処遇改善に関する措置として、国で定められた加算率を乗じた金額になっています。)
---------------	---

※介護保険負担割合 2 割の場合は、上記利用金額の 2 倍となり、3 割場合は、上記利用金額の 3 倍となります。

※介護職員のみによるサービス提供については、利用料金の 5%が割り引かれます。

※越前市外の中山間地域に居住する方へのサービス提供は、利用料金に 5%が加算されます。

※ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、上記のサービス利用料金の 10 倍の額を一端お支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

※償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 6 条）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額(上記サービス利用料金の 10 倍の金額)がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条）

前記(1)、(2)の料金は、1 箇月ごとに計算し、ご請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

①金融機関口座からの自動引き落とし

- ・銀行、信用金庫、労働金庫、農協、郵便局等の金融機関口座から自動引き落としできます。
- ・毎月 27 日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引き落とされ、手数料などのご負担は一切ありません。
- ・ご契約者の家族等の口座指定もできます。

②直接支払い ・事業所窓口、係員に直接お支払いください。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第7条）

★利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

★サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービス実施時の留意事項

(1)サービスの実施（契約書第5条）

①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 提供するサービス…」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②介護予防訪問入浴サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道・電気を含)は無償で使用させていただきます。

(2)サービス内容の変更（契約書第9条）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご契約者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

●虐待防止に関する責任者 主任 小川 征一

②虐待の防止のための対策を検討する委員会を

定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。

③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

④虐待防止のための指針を整備しています。

9. 身体拘束について

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

②身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催します。

③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

④身体拘束の適正化のための指針を整備しています。

10. 業務継続計画について（自然災害発生時・感染症発生時）

事業者は、複数の施設・事業所を持つ法人であるので、法人本部として業務継続計画を策定し、被災時に限られた資源を有効に活用するため、法人本部と施設・事業所間の物資や職員派遣等の支援体制が連動できる計画を実施します。

- ①従業者に対し、必要な研修及び訓練を実施しています。
②必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

1 1. 衛生管理について

事業者は、複数の施設・事業所を持つ法人であるので、法人本部として業務継続計画を策定し、被災時に限られた資源を有効に活用するため、法人本部と施設・事業所間の物資や職員派遣等の支援体制が連動できる計画を実施します。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施しています。

1 2. ハラスメントの防止

事業者は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講ずるものとします。

1 3. 苦情の受付について（契約書第 20 条）

（1）苦情の受付 ※当事業所に対する苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 当事業所の窓口
●苦情受付担当 職 名 主任 小川 征一
●苦情解決責任者 職 名 部長 勇 一恵
●苦情受付電話・ファクシミリ番号 Tel 0778(25)0070 Fax 0778(22)8011

（2）行政機関その他苦情受付機関

越前市役所 長寿福祉課	〒915-0071 越前市府中 1 丁目 13-7 Tel 0778(22)3715 Fax 0778(22)3257
福井県国民健康保険団体連合会	〒910-0843 福井市西開発 4 丁目 202-1 Tel 0776(57)1614 Fax 0776(57)1615
福井県社会福祉協議会	〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3-22 Tel 0776(24)2339 Fax 0776(24)8941

1 4. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していません。介護相談員等の意見を取り入れサービスの改善に努めています。

令和 年 月 日

指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

越前市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター

説明者職名

氏 名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

氏 名 ㊟

※契約者が代理人を選任した場合（代理人氏名） ㊟

（契約者との関係）

※この重要事項説明書は、厚生省令第 35 号(平成 18 年 3 月 14 日)第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私（利用者本人及び家族）は、貴事業所がサービス担当者会議等において、私（利用者本人及び家族）の個人情報を用いることに同意します。

なお、個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払ってください。

利用者 住所
氏名

家 族 住 所
氏 名



(利用者との関係)

平成 年 月 日

越前市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター 御中